皇室事項

御弔電

天皇陛下は，エルサルバドル国元大統領アルマンド・カルデロン・ソル逝去につき，十月十六日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第八号

公害等調整委員会平成二十九年（フ）第一号―二山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件について次のような裁定があったので，鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第四十二条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十月十九日

公害等調整委員会委員長　荒井　勉

公調委平成29年（フ）第１号―２山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

裁　　定

秋田県にかほ市象潟町小砂川字タカコヤ６番地の35

申　請　人　川越工業株式会社

同代表者代表取締役　川越　恵次

同代理人弁護士　菊地　真治

同　中島真紀子

同　後藤　健夫

同　瀧本　咲希

山形市松波二丁目８番１号

処　分　庁　山形県知事

吉村美栄子

同代理人弁護士　半田　稔

処分庁指定代理人　峯田　豊

同　庄司　平

同　石川　浩

同　布施　昭彦

同　村田　千

同　鳥海　裕子

同　木村　義昭

同　岡　草多

主　　文

本件申請を却下する。

事実及び理由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

処分庁が申請人に対して平成29年１月13日付けでした林地開発計画変更許可申請に対する拒否処分を取り消す。

２　処分庁

本件申請を棄却する。

第２　事案の概要

本件は，採石業を営む申請人が，処分庁に対し，申請人が所有する土地について，森林法10条の２第１項に基づく林地開発計画変更許可を申請したところ，これを拒否する旨の処分をされたことから，この拒否処分（以下「本件拒否処分」という。）の取消しを求める事案である。

１　前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲の各証拠及び審理の全趣旨により容易に認められる事実）

⑴　申請人は，採石業等を営む株式会社であり，平成12年４月１日に山形県知事から採石業者の登録を受けているものである。

⑵　本件拒否処分に至る経緯等

ア　林地開発許可申請の経緯について

申請人は，自己が所有する山形県飽海郡遊佐町所在の土地について，処分庁から森林法10条の２第１項に基づく林地開発計画の許可を受けて採石業を営んでいたところ，開発許可の期限が平成28年12月２日となっていたことから，同月12日，処分庁に対して，同項に基づき，林地開発計画の変更許可申請（以下「本件変更許可申請」という。）をした（甲39，40）。

イ　地方公共団体との残置森林等の管理に関する協定について

申請人は，平成28年11月16日，遊佐町に対し，残置森林等の管理に関する協定書の交付を求めて，協定書交付願出書を提出した。

これに対し，遊佐町は，同年12月５日，申請人の計画する資材置場造成工事が遊佐町の健全な水循環を保全するための条例（平成25年６月21日遊佐町条例第27号）の規定による規制対象事業に該当する旨の認定を受けたことを理由として，上記協定書を交付しないこととし，申請人に対して，その旨回答した（甲46）。

ウ　本件拒否処分について

処分庁は，本件変更許可申請に関して申請人から前記イの協定書の提出がされなかったことから，平成29年１月13日，本件変更許可申請に対し，次の理由を付記し，行政手続法７条に基づくことを明示して本件拒否処分をした（甲42）。

「森林法施行規則第４条に規定する申請書に添付しなければならない書類の不備（『開発行為の許可の申請書に添付する位置図，区域図，及び計画書について（昭和49年10月31日付け49林野治第2522号林野庁長官通達）』３の⑼に該当する残置し又は造成する森林又は緑地についての地方公共団体等との間における保全に関する協定等）」

（以下，上記林野庁長官通達を「本件通達」といい，本件通達３の⑼に該当する残置し又は造成する森林又は緑地についての地方公共団体等との間における保全に関する協定等に係る書面を「本件保全協定等に係る書面」という。）

エ　不服申立ての教示について

本件拒否処分の通知には，不服申立てに関する教示として，①本件拒否処分について不服がある場合は，森林法190条１項の規定により，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる，②本件拒否処分については，鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律50条の規定により，上記の裁定に対してのみ，取消しの訴えを提起することができることなどが記載されている（甲42）。

⑶　本件裁定申請

申請人は，平成29年２月20日，公害等調整委員会に対し，本件裁定申請をした。

２　争点及びこれに対する当事者の主張

⑴　本案前の主張

ア　申請人の主張

本件裁定申請の理由は，処分庁が，本件保全協定等に係る書面の添付がないことを理由に，法令に定められた申請の形式上の要件に適合しないとして拒否したことの違法性を指摘するものであり，したがって，直接的には森林法10条の２第１項及び同法施行規則４条に定める林地開発計画の変更申請に必要な書類の解釈が問題となるものである。

しかし，申請人は採石業者であり，問題としている林地開発変更許可自体，専ら採石を行うために付随的に必要となっているものである。そして，そもそも処分庁が申請書に添付を求めた本件保全協定等に係る書面が得られない理由は，申請人の開発計画が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」における規制対象事業に認定されたことを理由として，遊佐町から協定の締結を拒否されているためである。このため，本件拒否処分の是非を判断するに当たっては，採石事業と一般公益との調整が考慮要素の一つになることもあり得る。

したがって，本件は，鉱業，採石業又は砂利採取業と何ら関係のない事案とまではいえないのであり，公害等調整委員会による裁定の対象となってしかるべきである。

イ　処分庁の主張

本件拒否処分には，理由として「森林法施行規則第４条に規定する申請書に添付しなければならない書類の不備」と記載されているが，単なる添付書類の不足を理由としているのではない。

森林法10条の２第２項３号によれば，「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて，当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれ」（以下「環境悪化のおそれ」という。）がないことが許可要件の一つとなっているところ，本件拒否処分は，本件保全協定等に係る書面が添付されていないことにより，森林法に定める許可要件の有無を判断できないことを理由としている。処分庁は，本件保全協定等に係る書面の添付がないために「環境悪化のおそれ」がないと認めることができず，申請人に対し補正を求めたが，添付される見込みがなかったため，本件拒否処分を行った。この処分に対する申請人の不服申立ての理